

東京大学低温センターにおける取材・撮影の実施要領

1. 取材・撮影許可範囲

- ① 東京大学（以下、本学）の教育・研究の妨げにならない範囲（時間・場所等）で行うこと。
- ② 次に該当すると判断されるものは認めない。
 - ・ 本学及び低温センター（以下、本センター）の品位を傷つけるもの。
 - ・ 本学及び本センターを個人的な利益や営利目的に利用するもの。
 - ・ 教育研究機関としてふさわしくない内容を含むもの。

2. 取材・撮影許可の条件等

- ① 取材・撮影内容について、申請書提出前に本センター教職員と詳細な打ち合わせを行うこと。
- ② 原則として無料とする。ただし、通常の取材・撮影と比べ、本学の経費負担がかなり大きいと考えられる場合は、有料とすることがある。その料金については別に定める。（有料となる場合の例）
 - ・ 取材・撮影が本学の休業日及び職員の勤務時間外に及んで、職員の超過勤務または休日出勤が必要となる場合。
 - ・ 光熱水料金が多額にかかる場合や多量の寒剤を消費する場合。
- ③ 取材・撮影の途中であっても、本要領や提出書類に反する行為が認められた場合、許可を取り消し直ちに取材・撮影の中止を命ずる場合がある。
- ④ 取材・撮影内容を公表する際は、その可否について公表前に必ず本センターの承諾を得ること。
- ⑤ 取材・撮影内容を公表する際は、「東京大学低温センター」が撮影協力している旨を明記すること。

3. 申請方法と審査結果の通知

- ① 取材・撮影希望日の1週間前までに、詳細を記した企画書および「東京大学低温センターにおける取材・撮影にかかわる誓約書（以下、誓約書）」を添えて、別紙1「東京大学低温センターにおける取材・撮影許可申請書（以下、申請書）」を本センター事務室に提出すること。
- ② 申請書受領後、本センターは速やかに諾否の審査を行い、その結果を申請者に通知する。許可した場合、「東京大学低温センターにおける取材・撮影の許可書（以下、許可書）」を取材・撮影日前日までに発行する。